破産手続廃止

平成２２年（フ）第３０号
茨城県土浦市田中２丁目９番６号
破産者　株式会社池重
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６号
埼玉県熊谷市玉井1818番地、事実上の本店所在地埼玉県熊谷市玉井1795番地２
破産者　千悦株式会社
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
埼玉県熊谷市万吉2643番地30、事実上の本店　埼玉県熊谷市三ヶ尻4240番地
破産者　吉選有限会社
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１０号
埼玉県鴻巣市本町７丁目９番43号
破産者　有限会社柴崎空調
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２６号
埼玉県上尾市西門前252番地
破産者　有限会社大八
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５１号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目４番１号
破産者　株式会社三興
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
茨城県水戸市平須町２番地の６
破産者　泉商事株式会社
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
茨城県土浦市神立町663番地の35
破産者　有限会社若筑波
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８３６号
埼玉県川口市大字安行原1623番地の８
破産者　株式会社空建
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７４号
札幌市南区南沢３条２丁目11番11号　高木方
破産者　中山　律子（旧姓畑中）
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８４号
最後の住所地東京都渋谷区代官山町４番１―702号
破産者　被相続人松崎由希子の相続財産
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８５号
神奈川県横須賀市佐原３丁目22番１号
破産者　栄塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市舟倉２丁目１番６号
破産者　有限会社共和設備工業
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４１号
静岡県富士市水戸島本町15番２号
破産者　日興硝子建材株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０６号
静岡県富士市横割１丁目20番48号　リバーハウス103号、住民票上の住所静岡県富士市原田1146番地の１
破産者　荻野　恭子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９４２号
愛知県大府市桃山町１丁目81番地の１
破産者　有限会社ごはん屋
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０号
三重県桑名市大字芳ケ崎1382番地６
破産者　稲垣　克彦
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
三重県員弁郡東員町城山２丁目７―19　ネオポリス片山邸１、開始決定時の住所三重県桑名市大字大仲新田491番地１
破産者　稲垣　早子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７３０２号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
破産者　森脇住宅株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０１号
大阪市北区東天満２丁目３番21号日本興業空心町ビル５Ｆ
破産者　株式会社エルツー
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２４号
大阪市中央区本町１丁目２番１号
破産者　株式会社レジナ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８８号
大阪市北区南森町１丁目１番26号
破産者　株式会社テレサポート
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４２号
大阪府八尾市南本町４丁目６番39―301号
破産者　泉ブリキ有限会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部